

障害者の安定した雇用と就労に向けた工夫

これまで発達障害や障害者雇用の制度についてお伝えしてきましたが、今回は障害者と障害者ではない人と共生できる工夫に関する内容です。

【障害者雇用枠で働くために必要なこと】

障害がある方の就労は、障害がある事を開示しない“一般雇用”と障害がある事を開示する“障害者雇用”とがありますが、障害者雇用枠で働く際の企業側やご本人の工夫についてお伝えします。

<平成30年度障害者雇用実態調査>

障害者を雇用する際の課題：障害種別に関わらず「会社内に適当な仕事があるか」が最も多い。

配慮事項：身体障害者⇒「通院・服薬管理等雇用上の配慮」

知的障害者、精神障害者、発達障害者⇒「短時間勤務等勤務時間の配慮」が最も多い。

【働きやすい職場を作るために】

① まずは、ご本人も企業側も障害特性を理解する事が大切です！

ご本人も周囲の人々もまずは障害に関する正しい知識を身につけましょう。

身体障害、知的障害、精神障害など様々な障害がありますが、その特性は千差万別です。障害の程度は人それぞれ異なり、障害者ではない人々も接し方に迷うと言われています。

工夫：社内研修の実施(障害理解・対人関係等)／社内外の相談窓口設置

② 障害の程度や得意／不得意について、ご本人と企業側で話し合いを行いましょう！

得意／出来る事、不得意／出来ない事、企業側の限界を共有し、定期的に見直しましょう。

採用時に障害の程度や特性について情報共有し、企業として与えられる環境やその限界もしっかりと伝えながら配慮を決定しましょう。また、状況の変化によって内部での情報共有が不十分にならないよう、定期的な配慮の内容について双方で話し合う事が大切です。

工夫：地域障害者職業センターやハローワーク等支援機関への相談／
ジョブコーチや就労支援担当者として職場内に専門的なカウンセラーを設置

【障害を持ちながら働きやすい工夫を積極的に行いましょう！】

障害があるご本人自身も働きやすい環境づくりや工夫を行う事が出来ます。

- 1) 自分自身の得意／不得意、出来る事／出来ない事などの自己分析を進め、具体的に共有しましょう。
- 2) 周囲とコミュニケーションを取り、お互いにサポートし合える雰囲気を作りましょう。
- 3) 身体だけではなく、心も敏感に変化する事があるため、必要以上の不安や緊張を感じたらしっかりと睡眠などの休養を取り、気づいた段階で相談しましょう。

参考：厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>



当社では発達障害等のセミナーや職場内での対人関係等のご相談を承っています。
医療専門スタッフが企業さまの実態に合わせて、サポートいたしますので、ご連絡ください！

Mail : info@mrc-sapporo.co.jp

電話番号 : 011-209-0556